

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
新明和工業（株）	兵庫県宝塚市新明和町 1－1

2. 指名停止措置期間 令和 7 年 8 月 2 6 日から令和 7 年 1 1 月 2 5 日まで（3 か月間）

※課徴金納付減免制度を適用

3. 指名停止措置の適用範囲 大子町が発注する工事業務等

4. 事実概要

新明和工業（株）は、機械式駐車装置の設置工事に関し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 7 年 3 月 2 4 日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令（課徴金納付減免制度の適用）を受けた。

5. 指名停止理由

業務の履行に関し独占禁止法に違反したことは、大子町建設工事等請負業者指名停止等措置要綱の別表第 2 第 4 号に該当するため。

<「指名停止等措置要綱」別表第 2 第 4 号>

措置要件	期 間
（独占禁止法違反行為） （4）業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	認定をした日から 6 か月以上 1 8 か月以内

問合せ先 大子町役場財政課契約管財担当 大子町大字北田気 6 6 2 電話 0 2 9 5－7 2－1 1 1 9